別表第一の第一号様式から第四号様式まで及び別表第二の第一号から第四号様式までを次のように改める。

別表第一（第五条関係）

第１号様式

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
買入金銭債権		未経過保険料	
金銭の信託		異常危険準備金	
有価証券		特定引受業務準備金	
国債		短期社債	
地方債		社債	
社債		その他負債	
株式		共同保険借	
外国証券		再保険借	
その他の証券		外国再保険借	
交付国債		借入金	
保険代位債権等		未払法人税等	
有形固定資産		預り金	
土地		前受収益	
建物		未払金	
リース資産		仮受金	
建設仮勘定		リース債務	
その他の有形固定資産		資産除去債務	
無形固定資産		その他の負債	
ソフトウェア		退職給付引当金	
リース資産		役員退職慰労引当金	
その他の無形固定資産		繰延税金負債	
その他資産		負債の部　合計	
未収保険料		（純資産の部）	
共同保険貸		資本金	
再保険貸		新株式申込証拠金	
外国再保険貸		資本剰余金	
未収金		資本準備金	
未収収益		その他資本剰余金	
預託金		利益剰余金	
仮払金		利益準備金	
その他の資産		その他利益剰余金	
前払年金費用		○○積立金	
繰延税金資産		繰越利益剰余金	
貸倒引当金	△	株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		純資産の部　合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　金銭の信託の評価基準及び評価方法

③　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④　有形固定資産の減価償却の方法

⑤　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑥　貸倒引当金の計上方法

⑦　退職給付引当金の計上方法

⑧　リース取引の処理方法

⑨　ヘッジ会計の方法

⑩　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

⑺　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額